

6 利用規定

信州大学工学部先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業施設利用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人信州大学文部科学省先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業（以下「本事業」という。）による本法人施設の利用に関し、必要な事項を定める。

(施設)

第2条 本事業の対象となる施設は、別表1に掲げるとおりとする。

2 本事業における利用に限り、施設の管理責任者（以下「甲」という。）は信州大学工学部長とする。

(利用課題の募集)

第3条 利用課題の募集は、期限を設けず随時行うものとする。

(利用期間)

第4条 利用期間は、原則として年度単位（3月末まで）又は9月末までとする。

2 トライアルユース（無償）の場合は、利用期間を年度内の半年単位とする。

(申込)

第5条 利用者（以下「乙」という。）は、施設を利用するに当たり甲の定める申込書に必要事項を記載し、記名押印の上、申し込むものとする。

(利用料納付)

第6条 甲及び乙は、事前協議の上、利用時間及び利用料金を算出するものとする。

2 利用料金の計算には別表1に記載された単価を用いるものとする。

3 乙は、前項により算出された金額を甲に前納するものとする。

(利用料返納)

第7条 甲は、原則として納付された利用料は返納しないものとする。

2 装置の故障等、甲の瑕疵により利用できない場合においても、甲は料金の返納を超える責任を負わないものとする。

(利用報告)

第8条 乙は、トライアルユース、成果非占有利用によって施設を利用した場合、利用課題終了後に甲の指定する様式により利用報告書を提出する必要があるが、公開を最大2年間延期することができる。

2 甲は、前項により提出された利用報告書を公表することができる。ただし、成果占有利用の場合は、企業名、利用課題名ともに公開しない。

(成果の利用等)

第9条 乙は、本事業により得られた成果等が、特許出願、特許取得及び製品化等につながった場合には、各段階において甲に報告するものとする。

(共用施設等の運転停止)

第10条 甲は、事故等により共用施設等の運転の継続が困難となったときは、乙に対して速やかにその旨を通知するものとする。

(損害賠償)

第 11 条 乙が故意又は過失により機器に損害を与えたときは、乙又はその事業主が賠償の責任を負うものとする。

2 機器使用中の事故等による乙の身上の補償については、乙の責任による場合はもちろん、不可抗力による事故の場合においても、乙又はその事業主の負担とする。

(規程の順守等)

第 12 条 乙は、共用施設等の利用に当たっては、甲の定める諸規程を順守するとともに甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、機器の異常に気づいたときは速やかに甲に届け出て、その指示に従わなければならない。

(利用課題の変更又は解除)

第 13 条 甲及び乙は、事前協議の上、乙の利用課題を変更又は解除できるものとする。

2 甲は、本内規に定める順守義務に違反するおそれのあるとき、又は違反したときは、利用課題を解除又は終了することができ、この場合は、既に納入された利用料の返納は行わない。

附 則

この内規は、平成 21 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。